

政府規制等と競争政策に関する研究会

2008年5月30日(金)

【神宮司調整課長】 本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので政府規制等と競争政策に関する研究会を始めさせていただきます。なお、本日は、清野会員、下村会員、中川会員が所用のため御欠席でございます。

まず初めに、配布資料の確認をさせていただきます。座席表、議事次第のほかに、資料1として、「都市ガス事業分野の取引実態調査について(案)」という資料がございます。それから、資料2として、「別紙一覧」という、別紙1～18までを1つにとじた資料がございます。そして、それとは別に資料3として、「参考」と題している回帰分析の結果の資料等が3ページ分ついてございます。それで、この資料3については、本日の研究会の資料として、後でその内容を御説明させていただきますが、報告書の附属資料という位置付けのものではございませんので、資料2とは別にとじております。したがって、本日の資料1が報告書本文、資料2が報告書の別紙として添付されるという形で、報告書が構成されるということを予定してございます。資料の過不足がございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

本日、大会議室を使っておりますので、マイクを使用しておりますけれども、ランプが継続して赤くついている状態になりましたら、お話しいただきたいと思います。

それでは、これからの議事につきましては、岩田座長にお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

【岩田座長】 それでは、本日の議題に移りたいと思います。事務局からまず「都市ガス事業分野の取引実態について(案)」を御報告いただいて、その後、会員の皆様から御質問、御議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【神宮司調整課長】 それでは、前回の資料からの修正点のうち主なものを御説明するという形で、本日は説明をさせていただきます。

まず資料1でございますけれども、データの訂正がございます。10ページの図表7に、産業用の内外価格差についてのデータが入っております。12ページの図表9のほうには、家庭用の内外価格差についてのデータがございます。こちらにつきましては、資源エネルギー庁の御協力を得まして、前回の資料では2004年分までだったデータを、2006

年分までのデータに更新したものに差しかえております。これをみますと、12ページの図表9の家庭用の内外価格差のほうは、近年は縮小傾向がみられますので、その前のページ、11ページの最後の3行の記述を、それを反映した形に修正しております。説明の順序が逆になりますが、9ページの最後の2行、産業用の内外価格差のところについては、傾向が変わっているわけではありませんので、数字の入れかえだけをしてございます。以上はデータの修正に伴うものでございます。

次に、13ページの修正点について御説明いたします。この点は前回の御議論を踏まえて、内容的な修正を加えてございます。まずウの(ア)は従来と同様ですけれども、(イ)については、前回までの御意見を踏まえて、「我が国の一般ガス事業のコスト構造を規定している要因には、事業者側の経営努力によっては容易に解消し難いものが含まれている可能性がある。例えば、需要密度(導管延長距離当たりの需要家数)が、一般ガス事業者の効率性ひいては価格に影響を与えているとすれば、新規参入を促すことにより競争を促進しても、高コスト構造の要因のすべてが解消するわけではないこととなる。」という文章を入れてございます。これに基づきまして、前回御指摘のありました需要密度、導管延長距離当たりの需要家数という形で定義しておりますけれども、これにつきまして資料3にございますような形で分析を行っております。

資料3をまず御覧いただきたいと思えます。1ページ目は、大口用でございましてので省略させていただいて、資料の2ページ目でございます。こちらで家庭用のデータについて、分析をしております。需要家数/導管延長数を説明変数に加えまして、その上で、当てはまりのいいモデルになるように説明変数を組み直しまして、多重回帰分析を行っております。ただ、P値につきましては0.8、t値につきましては0.25という数値になっております。係数のほうは、わずかですが正という結果になってございます。

要因につきましては、3ページにございますように、この散布図で言いますと左下のところに、需要密度が比較的小さいのに、価格が低いグループが存在しておりますので、そのようなこともあって2ページのような結果になっているものと考えられます。このため、資料1の13ページに戻りますけれども、分析の結果といたしましては、ウの(イ)の末尾のところにありますように「しかし、需要密度が低いのに低価格で供給している一般ガス事業者も相当数存在する。」という形で結果を書いております。

そして次に、(ウ)のaのところでございますが、ここは前回御説明申し上げましたとおり、我が国の都市ガス事業においては、諸外国に比べて原材料費等の製造コスト以外の経

費の割合が、高くなっているという傾向があるということについて記述しております。文章自身は変わっておりませんが、別紙のデータを更新しております。今度は資料2のほうを御覧いただきたいと思うのですが、資料2の別紙9、ページで言いますと15ページになります。横長の表になりますけれども、前回NAになっていたところについて、例えばアメリカ、イギリス、フランスにつきましては、平成18年について計算したデータを入れてございます。この表の見方でございますけれども、このアメリカ、イギリス、フランスと比較する場合には、一番下のD/Jという合計に占める製造費の割合という欄で比較いただくということになります。

ここで言いますと、日本が、46.3%であるのに対して、アメリカ等をはじめとして諸外国のほうは、これを大幅に上回っているという形になってございます。韓国につきましては、前回は御説明しましたとおり、この欄では比較はできませんで、A/Jという合計に占める原材料費の割合の欄のほうで、比較していただくということになります。この数字でみますと、日本が43.5%ということになって、それに対応する韓国の数字は、一番右側のところにありますように77.7%、韓国のほうが大幅に高くなっているということでございます。したがって、これに示されているとおり、日本においてはガスコスト以外の経費の割合が、高くなっているということの裏づけになってございます。

再び資料1、本文13ページに戻りまして、以上の点に加えて前回の御指摘を踏まえて、少し文章の修正を加えております。今回の記述では、従来このような諸外国と比べた場合、我が国の地理的事情、それから、需要家当たりの使用量が少ないということに、我が国の高コスト構造の要因を求める見解があるということを述べております。ただ、前者、地理的事情という点については、韓国・台湾との価格差を説明することができませんし、また、後者、需要家当たりの使用量についても、日本よりも台湾のほうが使用量が少ないということで、これらの2点をコスト構造の要因として説明することには限界がある、という評価をしてございます。したがって、この点が全く関係ないとか、そういうことを言うつもりはございませんけれども、ただ、高コスト構造の要因として説明するには、限界があるだろうという趣旨の記述をしております。

それで14ページ(エ)のところ、まとめをもう一度書いてございますけれども、「以上から、我が国の都市ガス事業の高コスト構造に関しては、事業者側の経営努力では容易に解消し難いような要因として、例えば、需要密度、地理的事情及び使用規模がこれまで指摘されてきたところ、高コスト構造には、これらの要因では説明できない部分が相当

あると考えられる。したがって、新規参入を促進することによって効率化を促し、高コスト構造の改善につなげる余地は十分あると考えられる。」ということでございます。結論部分の趣旨につきましては、要するに事業者側の経営努力によっては、容易に解消しがたいものが高コスト構造をもたらしているとするれば、極端な話をすれば、新規参入を促進したとしても、価格低下にはつながらないということになりかねないわけですが、現在の高コスト構造の要因の中には、そうではない部分というものが相当あると考えられるので、新規参入促進という形での規制改革が、高コスト構造の改善につながる余地は十分ある、引き続き規制改革を続けていくということが重要であるということ、述べるという記述になってございます。

次に、19ページでございますけれども、ここは、前回御議論があったことを踏まえての修正でございます。具体的に修文した点は、19ページ一番下の行「したがって」以下でございます。前回の御議論を踏まえて半分半分というところから出発するという点は削除しております。そして「したがって、合理性のある原価配分のルールを定めるとともに」というのは、実体的なルールということが重要だという、前回での御指摘を踏まえた修文ということになっております。ただ、どこの場でどのような手続で、解決を図ることが必要なのかということがありますので、前回の文章よりはかなり文言を簡便にしておりますけれども、「できる限り、当事者である一般ガス事業者らが自主的に自らの主張を行うことのできる場を設け、当該当事者が自らの主張の合理的な根拠となる資料を提出するインセンティブを持ち得るような透明性のある手続の下で」という形で記述してございます。その上で解決を図ることが期待されるということにしております。

しかしながら、ここまでですと、気化圧送原価に関する改善の方向性については、抽象的な提言にとどまります。かつ、またこの問題については、かなり専門技術的な論点に、ややウエートが置かれているところもある部分でございますので、(イ)を加えまして、そもそも目的として託送料金の水準の適正化につながるということが、重要であるという趣旨の記述を加えることにいたしました。これにつきましては、もう一度資料2の別紙16を御覧いただきたいと思っております。ここでは、ガス事業者のいわゆる託送供給部門に関する収益についてのデータを挙げてございます。

左上の表の一番下のところをみますと、託送供給の営業利益率については、大体2割ということになっております。その右側の表をみていただくと、その中でも小売託送を実施している一般ガス事業者の営業利益率のほうが、ほかのガス事業者よりも高くなっており

ます。そして下の表にありますように、電力会社との比較をしてございますけれども、電力会社の場合には、2割弱あるいは十数%という営業利益率が出ている場合に、営業収益に占める超過利潤の割合はそれぞれ4%弱、2%弱になっております。現段階では、電力会社と同じような形で営業収益に占める超過利潤の割合を検証するだけのデータまでは得られてはおりませんけれども、以上のことを考慮いたしますと、託送料金の水準の適正化については、なお検証すべき点があると考えられます。

本文に戻りまして、20ページ(イ)でございますが、このデータを踏まえまして、「さらに、気化圧送原価の託送料金への配賦を見直すに当たっては、ガス事業者の託送供給に関する営業利益率が相当高い水準にあることにも留意すべきである。このため、これらの一般ガス事業者の託送供給において超過利潤が発生していないかを、電力会社の送配電部門における超過利潤とも比較しつつ検証し、託送料金の水準の適正化につながるような形で検討を進めていくべきである。」という文章にしております。繰り返しになりますが、気化圧送原価に関する論点の最終的な目的は、託送料金の水準の適正化にある、ということを強調する文章にしております。

続きまして、22ページ5の(3)のアについての修正でございます。前回御議論のありました争訟類似の手続という点については、その表現は落としておりますけれども、そういう表現で抽象的に言うよりは、もう少し具体的にどういうイメージのものなのか、わかるように記述すべきであるという御指摘であったかと理解しております。このため争訟類似の手続云々という用語は落とした上で、22ページの最後のパラグラフのところで、「上記紛争等」ということになりましてけれども、その解決に当たっては、1つのポイントとしては「規制当局と両当事者の三面構造を構築すること」ということを挙げております。これは、両当事者が主導的に疎明等を行うということを、いわゆる当事者主義的な構造のもとでのメリットを生かすことによって、主導的疎明というものを導いていくということでございます。

2点目としては、「規制当局が中立的な判定者の立場に立つことを明らかにするとともに、中立性を確保するために、例えば、第三者たる有識者で構成される組織に審理を委ね、その判定を規制当局が尊重する義務を負うといった形での手続を導入することが望ましい」ということを述べております。2点目は中立性の制度的担保ということになるかと思えます。この2点が重要であるということでございますので、争訟という言葉で想定されるほかのイメージ、直接主義であるとか、公開での法廷だとか、口頭審理主義であるとか、そ

ういったことはここで言っているこの中には、入っていないということを明確にさせていただきます。

そして、前回の御指摘の中で、現在の紛争処理ガイドラインの下で置かれている組織では、何が足りないのかということ、明確にするようにという趣旨の御指摘があったかと思えます。1点目としては、22ページ一番下のところに書いてありますように、現行の組織については対象案件が限定されているという点、つまり、注の46のところにありますように、経済産業省がどのような検討を要請するかということによって、対象案件が決まってくる点が十分ではないというところがあるかと思えます。そして、その上で、上記で指摘したような三面構造、あるいは、中立性を制度的に担保するための判定の尊重義務といったものも、確保されてはいないという点を指摘させていただきます。

それで23ページのイのところ、結論としては「したがって、紛争処理手続については、上記アを踏まえ、新規導管設置をめぐる問題等も取り扱うことができるように対象範囲を拡充・明確化した上で、組織・手続の両面で整備を図ることが必要である。」ということでございます。この文章は、具体的な対象範囲、組織・手続を具体的にどう定めていくかということにおいては、所管省庁においてしかるべき検討がなされれば、という趣旨で書いてございます。

そして、次に、23ページですが、「結語」を加えてございますので、その趣旨について御説明をいたします。まず、前回の御議論で、全面自由化に対する公正取引委員会の考え方を、明らかにすべきであるという御指摘があったかと思えます。このため、まず全面自由化というものを最終的な目標という形で位置付けるということは明確にした上で、それに至る道程としてどのような措置が必要か、という形で記述しております。

一点目としては、この報告書の主眼である、既に自由化されている大口需要家分野について新規参入促進策を採り、それによる共通経費の削減を進めていくということが一つの措置になります。もう一つの措置といたしまして、自由化範囲の拡大について、新たに提言の中に加えるということにさせていただきます。そして、更に前回エネルギー間競争についての御言及がございましたので、その点も踏まえまして、最終的に全面自由化に向かうためには、エネルギー間競争の促進も必要であるという形での整理をいたしております。したがって、まとめますと、最終的な目標を全面自由化に置き、それに対して既に自由化されている分野の新規参入の促進、自由化の対象範囲の拡大、エネルギー間競争の促進、この3つを、最終的な目標に至るための措置と位置付けるという構造にさせていただきます。

23ページに戻りますが、以上のような趣旨のもとで、まず自由化範囲の拡大については、場所の関係で結語の前3行のところに持ってきております。「現在規制下に置かれている年間契約ガス使用量10万 m^3 未満の需要家向けの小売について、使用量の比較的大きいもの」については、注の47にありますように、現在、簡易ガス事業において、価格交渉力を有していると認められているのが、1,000 m^3 以上の需要家ということになっており、料金が既に自由化されていますので、これと同程度までということで、「使用量の比較的大きいものから順次自由化することも検討すべきである。」という文章を入れてございます。

第5の結語では、これを受ける形で、第1パラグラフでは、今回は既に自由化された分野を中心として、新規参入を一層促進するために必要な改善措置の方向性を示したということ述べた上で、第2パラグラフ、24ページの最初の行のところで、「全面自由化を最終的な目標に見据えた上で、目標に至る道程において採るべき措置を具体的に議論して行く必要がある。」「この報告書で提言した改善措置については、最終的な目標に至る段階的措置の一つとして位置付けるとともに、今述べました「自由化の対象となる範囲の一層の拡大を図るなど現行制度の在り方を見直す措置を順次採っていくことが適当と考えられる。」ということ述べております。

第3パラグラフでは、それでも都市ガス事業者の間での競争というものが十分確保できない場合には、他のエネルギーとの間の競争を促進するということによって、「都市ガス事業分野の全面自由化に向けた環境を整備すべきである。」ということを書いてございます。最後のところで他のエネルギー間との競争というものについて触れましたので、公正取引委員会としては、今後の制度改革の議論を注視するというだけでなく、自らも「エネルギー間競争の実態を把握することとしている。」ということ新たに追加しております。「その上で、エネルギー分野全般における公正かつ自由な競争の確保に努め、必要に応じ、競争政策の観点から調査・提言を行っていくこととしている。」という文章で結んでございます。

修正点中心の御説明になりましたが、私からの説明は以上でございます。

【岩田座長】 ありがとうございます。それでは、今の事務局の説明に対して御質問、御意見あればお願いいたします。

私から少し伺いますが、これは質問というより語句ですけども、13ページですが、「地理的事情から」というところありますね。「日本と同様の地理的事情」について、具体的にどういう事情かというのは、どこかに書いてありましたでしょうか。

【神宮司調整課長】　　ここは、LNGの輸入が必要であるという点について、韓国・台湾との間に共通性があるという趣旨で記述しております。

【岩田座長】　　わかりました。

【井手会員】　　報告書全般については、この内容で賛成です。個々の論点についても前回に比べて踏み込んだ形で提言されているので、これについてもよろしいかと思えます。

ガス事業の場合、大口の自由化をしたことによって競争圧力が働いて、日本全体で多少なりともネットワークが形成されて、徐々に拡大しつつあるということからすると、自由化を強化する上では、更に競争圧力を高めるということが必要ではないかと思えます。もちろん、現在の流れの中では、二重導管規制の問題等いろいろありますけれども、新規参入者というのが従で、一般ガス事業者が主だという認識から、新規参入者にも、いろいろな事業機会を与えてやる、それが導管ネットワークの形成にもつながっていくということなので、その点でここに書かれた個々の論点については賛成です。以上です。

【岩田座長】　　ほかにございますか。前回から幾つか修正された点について、こういうことでよろしいでしょうか。

【井手会員】　　もう一点いいですか。

20ページで、気化圧送原価の託送料金の配賦を見直すに当たって、電気事業と比較しながら超過利潤が発生していないかどうか留意すべきと書かれております。先ほどの参考資料で見ると、超過利潤が発生しているのとっていいのかどうかよくわかりませんが、常識的に考えると超過利潤が発生していると考えられ、超過利潤が発生しているということは、託送供給の費用には気化圧送原価も含まれているわけですから、これは見直す必要がある。同時に、超過利潤が発生しているということで託送料金を引き下げると、考え方としては、やはり大口料金も下がるということですよ。つまり、自己託送がありますから、託送料金が下がると大口の料金全体が下がるということになりますので、ぜひこの点についても検討していただきたいと思えます。

【神宮司調整課長】　　最後の点につきましては、電力分野につきましては制度改革ワーキンググループのほうで、超過利潤の検証と、それを託送料金に反映させるための、ストック管理方式による新たなルールが議論されているところをございまして、たまたま私も昨日の制度改革ワーキンググループには、オブザーバーという形で参加させていただきました。電力分野で出た議論をそのまま、ガス分野のほうにストレートに持ってこれるかというのは、それはそれでいろいろ議論はあろうと思えますけれども、いずれにしても、

現状において少なくとも超過利潤というものが発生しているかどうかということが、電力に比べると我々公正取引委員会のような、外部から見ても、直ちにそれが、数字的に検証ができない状態になっておりますので、まずその部分の検証ができるようなデータの開示がなされるというところから議論していくことが重要であろうかとは思っております。公正取引委員会としまして、そのような観点を含めて今後の制度改革の議論というものに対して注視し、必要に応じてもう少し技術的などころまで意見を述べていきたいと思いません。

【岩田座長】 他国のこういうデータはあるのですか。費用構造については幾つかの国と比較していますけれども、同じように、託送部門の利益率のデータはあるのでしょうか。今から収集するのは大変かもしれませんが、そのようなデータがあれば、将来的には参考になるのではないかなと思います。

【神宮司調整課長】 御指摘の点はわかりました。今回のところについて言いますと、費用構造のところを比較するだけでも、諸外国との比較は相当大変でした。託送部門についての超過利潤の水準までやるのは、技術的にはなかなか課題も多いかとは思いますが、御指摘を踏まえて、今後、なるべくそういう部分の把握にも努めるようにはしたいと思いません。

【岩田座長】 山内先生、何かございますか、よろしいですか。

【山内会員】 先ほどの分析結果のところは、この報告書には添付しないというお話だったのでよろしいかと思いません。前にも申し上げたのですけれども、やはり価格を被説明変数として分析するのはいかがなものかと思っております。コストを被説明変数とすべきだと思っております。その意味では参考ということにされたのはよかったかと思いません。

それから、先ほどの気化圧送の原価の件については、20ページの一番上のところに、これから配分の問題については議論すべきと書いてあって、そういうことかなと思いません。

以上です。

【岩田座長】 松村先生、よろしいですか。

【松村会員】 託送部門の超過利潤については、事業者が何か悪いことをして超過利潤を蓄えているとか、何かモノポリーパワーを行使してとかいうことではないと思いません。託送料を決定するに際し、基本的にまず需要想定があって、一定の報酬率になるように料金設定されているわけなので、本来は超過利潤が出てこないはずなのです。しかし、想定されたよりも需要が大きかったりすると、固定費用を一部従量料金で回収しているので、

必然的に超過利潤が出ることとなります。需要想定が正確だったかどうかという問題はありますが、超過利潤が出てくるからといって、直ちに何か問題があるとかということではなくて、そもそも需要想定をつくり方がよかったのかどうかということが、本来的に問題となるはずで、超過利潤が出てきたら託送料金を変えさせるとかということではなくて、需要想定をつくり方だとかというようなことの合理性に、本来は踏み込んでいかなければいけないのではないかと思います。

それから、仮にコストが削減されて超過利潤が出てきたとすれば、それを直ちに吐き出せというのは制度の趣旨に反します。コスト削減の誘因というのを与えるということも重要なことだからです。どうして超過利潤が出てきたのかということが重要な問題です。でも、この報告書はどうして超過利潤が出てきたのかというようなことが、詳しくわかるように情報をもっと公開してくれということなので、全く問題はないと思います。超過利潤が出てくること自体が、何か怪しいことをしているとかということではないという点だけは確認させてください。

【岩田座長】 ほかに、岸井会員、いかがですか。

【岸井会員】 私も、前回議論した点が踏まえられて、報告書の内容に基本的に賛成であります。

一言言いますと、報告書の内容というよりは、むしろ規制当局に対する要望になるかもしれないけれども、21ページの二重導管規制のところですが、報告書はもちろんこの書き方でいいと思うのですが、二重投資の抑制ということで、結局、資源エネルギー庁がガスについて、特にガスの導管のネットワークについて、将来どういう方向を目指しているのが重要です。いわゆる白地の地域も含めて導管網を拡大していくという方向で考えているのか、それとも一種の現状維持で放置しておくのか、今のいわゆる投資促進的な発想というのは、あまり効果が出ていないようにもみえるのです。

例えば先ほど例が出ましたヨーロッパと比べると、イギリスは、国有化されていた時代に、全国的に導管網を整備するということをしたわけで、国家政策としてそういうことを行ったわけですね。ですから、それがいいかどうかということを行っているのではなくて、導管網についてのプランニングをするのかしないのか、するとしたらどういう方向なのか、あるいは、もう自由に任せるのかということですね。その辺についての方針が定まっておらず、導管網に対する将来的な展望が非常に中途半端な状態であるというふうに感じております。その辺りについて、規制当局には、方向性を出していただきたいと個人的に感じ

ております。

【吉野会員】 私も今の岸井先生の意見に全く賛成で、この報告書は大変しっかりとした論理構成でできていると思いますが、とりわけ規制当局が特にこの分野、ガスについては二重導管規制などという非常にあいまいな、変な規制を持ち出してきているように思います。こういういきさつからいっても、やはりこの今回の報告書の論理をもっと更にしっかりと詰めていって、今の規制のあり方のあいまいさが、結果として浮き彫りになるような形になっていったらば、もう少し事態ははっきりしてくるのではないかなと私は思います。

【松村会員】 確認が必要だと思うのですが、まず導管投資のインセンティブについて、規制当局が全く考えていないということはありません。ある種の優遇措置なり投資促進措置なりということは検討されているし、実施もされている。それで十分なのかどうかという議論は全く別にあると思います。しかし、規制当局が、導管投資が重要であるということをもそもも思っていないで、完全にインセンティブを与えないで自由にやればいいという、こういうスタンスではないと思います。

それから、2番目には、二重導管規制の問題も非常に重要な問題で、白地地域に導管を張りめぐらせる、あるいは、導管網をつないでいくということは、非常に重要だということとはわかるのですが、僕はこの2つの問題は違う問題だと思っています。二重導管規制があるために白地地域への拡大が進まないとか、二重導管規制があるから導管の接続が進まないということはないと思います。理論的にはその逆はあり得ると思います。二重導管規制がなくなると白地地域への投資をためらうということは、実際にそれが本質的に重要かどうかは別として、理論的にはあり得ると思います。しかし、二重導管規制が廃止されれば白地地域への導管投資が進むというロジックは、ほとんど考えられないと思います。二重導管規制を是とするか非とするかというのはもちろん重要な問題で、二重導管規制がなくなったほうが良いという考え方はあり得ると思うのですが、白地地域のインセンティブの問題と混同すると、わけがわからなくなるので、これは別に論じるべきだと思います。この問題に関しては、この報告書では、非常にうまく書かれていると思います。以上です。

【岸井会員】 多分松村先生が考えていることとほとんど変わらないと思うのですが、私は二重導管規制に関連させて、規制当局の導管網に対する方針を言ったということではなくて、二重投資の抑制ということを言われながら、ネットワークを今後どういうふう形成していくのかということについて、インセンティブをもちろんいろいろと規制当局と

しては考えておられるのでしょうけれども、結局決め手がないというか、方向性がはっきりしないということですね。それによって、例えば二重導管とかのルールの立て方も、例えば極端な話として、投資を促進して全国ネットワークをつくるみたいなことを言うのだったら、それを前提にしたルールになると思います。努力をされているのはわかるのですが、その辺りのスタンスがはっきりしないので、規制当局には、もう少し方向性を整理していただきたいというつもりで申し上げたわけです。二重導管規制と直接因果関係あるかどうか、そういう点について申し上げたつもりはございませんので、それだけは一言述べさせていただきます。

【吉野会員】 私が言ったのも、インセンティブの問題という論理的な問題よりは行政の姿勢の問題で、今の制度でも、論理的にはインセンティブがあるにもかかわらず、導管整備は進んでいない。なぜ進まないのだといえ、そこにこの制度の問題以外に行政の姿勢の問題があるだろう、というふうに我々は見ているわけです。ですから、その問題を結果としてあぶり出せるように、この話を適切に詰めていくことが重要だろうと考えたのですけれども。

【岩田座長】 一応、皆さんから、御意見を伺おうと思いますが、川島会員、何か最後にございますか。

【川島会員】 特に細かい異論というのはありません。最終的な結語のあたりで、全面自由化を最終的な目標に据えた上での記述がされていることについては、既に皆さんからありましたように基本的に賛成です。

少し記述が変わった二重導管の手続のことですね。手続というか、問題が生じた場合の紛争解決の仕方についてなんですけれども、多分、ここに出てきた市場監視小委員会というものが、今、公表されている紛争処理ガイドラインを見る限りでは、この二重導管の問題の紛争を取り扱うようには、想定されてないと私は理解しています。ですから、もしも現時点の市場監視小委員会というのを活用するのであれば、対象範囲を拡充・明確化するという書き方が必要なのかなと思いますので、23ページのイの対象範囲を拡充・明確化するという点は賛成したいと思います。ただ、市場監視小委員会を活用せずに、別の手続をつくるという選択肢もあるのかと思います。今ある手続を活用するという意味では、拡充・明確化という書き方になるのかなと思います。

それから、もう一つ、気化圧送原価の配分の問題です。19ページの最後は、「合理性のある原価配分のルールを定める」、つまり実態ルールを設けた上で場を設けて、手続を設け

て資料を出させる，という書き方になったわけですが，ここはまだ若干何を意味するのかわかりにくい印象を持っています。場を設けて手続を設けるというところが，前回も少し議論になった一般ガス事業者と託送を受ける事業者の間の個別の紛争をイメージしていて，この手続を設けるという意味なのか，それとも，配分ルールそのもののデザインをするために，資料を出させるという意味合いなのか，少しその辺が明確でないのは疑問点として残っています。

前回の皆さんの議論を受けて考え直した案としては，原価配分ルールというのはやっぱり一般的なルールとして存在して，前回資料の50対50というのは，少し腰だめ過ぎるのではないかという議論があったと思いますけれども，原則として配分しないようなポジションにして，こういう個別事情がある場合は，配分される可能性が出てくるようなルールを一応一般ルールとして作って，その上で個別事情があるのかどうかを，例えば一般ガス事業者と託送を受けるという事業者の間で，争わせるという形がいいのかなと思います。すべての配分の率を個別の紛争で処理させるというふうになると，紛争が活発化するとうか，その手続にかかるコストが多き過ぎるような印象はあります。以上です。

【神宮司調整課長】 今の点，若干補足させていただきますが，まず前者の点，22ページの現行の組織を活用するのかどうかというところですが，この報告書は，その部分についての選択肢を限定するという趣旨ではございません。それは今後の議論の中で幾つかの選択肢はあろうかと思えますけれども，趣旨だけ述べているということで，具体的な組織形態で選択肢を狭めるような趣旨では記述していないということでございます。

後者につきましては，前回の御議論を聞きまして，むしろ紛争処理手続の中で，19ページの問題は論じないほういいのかなと思いました。したがって，20ページのほうで設けている場につきましては，一応22ページ以下で書いてあるような，いわゆる紛争の解決の場とは質的には違うものだという趣旨で記述しているところがございます。もちろん先生がおっしゃったようなやり方もあり得るかとは思いますが，基本的には，なるべく当事者のほうが積極的に自らの主張を，根拠となるような資料を出させるような形にするために，そういった場なり手続なりというものを設けることによって，今までよりも情報が理解されるというようことを目指しているということを述べているだけでございます。このため，むしろ20ページの修文したところについては，22ページ以下の議論とは一応分けて書くという趣旨で記載したつもりでございます。場についてそれ以上具体的なことを書いておりませんのは，そこも現段階でその選択肢を限定する必要はないだ

ろうという趣旨で書いてございます。

【岩田座長】 私は、紛争が起こったほうがいいのではないかなと、むしろそれで議論がはっきりするのではないかという立場でして、コストはかかるのですけれども、そのような感じがむしろしています。

また、こういう報告書とか、あるいは、研究会での考え方を出す場合、これまで外航海運や国際航空のことも取り上げてきましたけれども、それがどういうふうに位置付けられて、扱われているのかということが、もっと重要ではないかと思っております、それらについて、今後フォローアップしていただきたいと思います。今回の報告も、言い放して終わってしまったのでは効力がないと思いますので、今回も含めてこの2年ぐらやってきました報告書等について、フォローアップをしていただいて、規制研は必ずしも開かなくてもいいのですけれども、何かしらの形でお知らせしていただければと思います。

【神宮司調整課長】 以上の点は承りました。国際航空等の動きについては、これまでメール等で御連絡をするような形もあったかと思いますが、今後とも注意いたしまして、規制研の先生方に対して、フィードバックはしていきたいと思っております。

電力については、以前、公正取引委員会で報告書をまとめて、規制研にも御説明させていただいた上で、公表したものがありますけれども、私ども公正取引委員会としては、電力の問題については、制度改革ワーキンググループに、オブザーバーとして参加する機会がありましたので、そのような場で報告書に書いてあることも踏まえながら、意見等を述べていったというところでございます。その形がすべてだとは思いませんけれども、公正取引委員会としましては、公正取引委員会自身の報告書にしても、あるいは、規制研の報告書にしても、記載内容の実現に向けて、所管省庁に対して働きかけていくということについては、今後とも努めたいと思っておりますし、できる限りプロセスがわかるように、先生方に対するフィードバックについても、今まで以上に留意してやっていきたいと思っております。

【岩田座長】 どうもありがとうございます。 ほかにございますでしょうか。

【井手会員】 少し、よろしいでしょうか。

【岩田座長】 はい。

【井手会員】 最後に、このガスの報告書の内容について確認なのですが、自由化が進んで新規参入者というのが出てきて、これから更に競争を促進させるというところで、個々の論点で託送制度と、二重導管規制の問題というのが指摘されていますけれども、

それ以外の競争阻害要因というのはほかにないのかどうかという点については、公正取引委員会としてはどのように認識していらっしゃるのですか。

【神宮司調整課長】 もう先生は十分御承知のところだと思いますけれども、ガスについても適正なガス取引についての指針を設けておまして、それには、ここで取り上げてない部分としては、例えばLNGの基地の第三者利用の問題を取り上げております。ガイドラインのフォローアップのほかには、基本的には執行レベルの問題ということになっていくということになりますが、審査部門においても、公益事業関係の特別の部署を設けて、常時情報収集等にはあたっているという状況にあると御認識いただければと思います。

【岩田座長】 ほかにございますか。よろしいですか。少し早いですけれども、ほぼ御意見も出そろったと思いますので、これは公正取引委員会の報告書という位置付けになりますけれども、大体我々規制研としてもおおむね内容を了解した、了承したということでよろしいでしょうか。

それでは、その方向で進めていただきたいと思います。

事務局から何かございますか。

【岸井会員】 時間が余っているので、先ほど先生がおっしゃった、ほかの分野の進行状況について、もし説明おできになる部分があったら、お願いしてもいいのではないかとと思うのですが。

【岩田座長】 では、ガスの報告書はこれでよろしいですか。

【岸井会員】 ええ。

【岩田座長】 はい、わかりました。それでは、何か今わかっている範囲で簡潔でいいのですが、説明できますでしょうか。

【神宮司調整課長】 簡潔にというお話でございましたが、既にこれまで外航海運、それから、直近では国際航空について報告書を出していただいております。外航海運につきましては、国土交通省の審議会のもとでの部会で、昨年報告書が出ておりますけれども、そこは専門的見地から更に検討という趣旨の文言になってございます。ただ、その後の専門的検討という点については、外航海運については現在までのところでは、それ以上の動きはないところをごさしまして、鋭意、国土交通省に対しては働きかけを続けているところでございます。国際航空については、規制研の報告書を出した後、色々と動きがございました。それで、簡潔にということでしたけれども、その点については資料をお配りいたしますので、フォローアップのために御説明したいと思います。

川島先生以外の会員の方にお断りしておきますと、本件につきましては川島先生が御参加される以前の報告書の話でございますが、川島先生には実は別途国際航空の方向性については、事務局から御説明させていただいたことがございますので、そこまでの状況は川島先生も御承知という前提で、その報告書が出た後の状況から御説明をさせていただきたいと思っております。

その後の動きとしてございましたことについて、まずオーストラリアにおける動きから先に御説明いたします。「豪州におけるキャリア運賃協定に係る豪州競争法適用除外の見直しについて」という紙が配られてございます。こちらは規制研の報告書が11月29日に取りまとめられているために、当時はまだオーストラリアでは、キャリア運賃協定に対する適用除外の取扱いについては、最終決定に至っておりませんでした。報告書が公表された後、12月19日にオーストラリアの競争当局(ACC)が決定を出してございます。

結論は、2017年まで適用除外延長ということになっているのですが、問題はその理由でございます。実はオーストラリア政府は運輸当局も含めて、政府全体としていわゆる二国間の航空協定の中に設けられているところの、いわゆる指定航空企業間合意というものについては、こういった条項を削除するよう積極的に求めてきたという事情がございます。それが1ページのイのところ書いていることでございます。にもかかわらず、そういった指定航空企業間合意に関する条項が残っている場合にも、オーストラリア政府はその履行を求めないという方針をとっているということでございます。そして、現実にもカンタス航空は、オーストラリア政府からは他の航空会社と運賃に係る合意を行うよう求められるということはないということでございますが、にもかかわらずカンタス航空はキャリア運賃協定に関する適用除外の申請をして、延長が認められているわけです。

問題はその理由なのでございますが、要するにオーストラリア政府にとっては、相手方からの要請によるものだということになっているということでございます。2ページ目のカのところにありますように、オーストラリア政府としては、二国間協定の中に指定航空企業間合意に関する規定が置かれているといっても、それはすべての相手国政府が積極的に指定航空企業間合意を締結することを求めているということの意味しないと認識していません。逆に言うと、ほとんどの国の政府の場合には、積極的に指定航空企業間合意を締結することを、求めることなどしないということになっているわけでございます。ところが、カンタス航空が申し立ててきた内容によると、二つだけ指定航空企業間合意を締結するよう求めているところがあると、それが日本とフィリピンであるということでございます。

まさにやむを得ず認めたとということでございます。実はこの決定の中には、最終決定のときに特に加えられた文言がありまして、最も足の遅い国に合わせなければならないということが、オーストラリア政府側の決定の中には入ってございます。オーストラリアにおけるキャリア運賃協定についての適用除外の見直しは、このような状況でございます。

したがいまして、規制研報告書でまとめていただきましたキャリア運賃協定指定航空企業間合意と二国間協定との関係については、このオーストラリア政府の行動からすれば、あの趣旨どおりでよかったのだろうと思っております。これは指定航空企業間合意に関する条項というのは、これを積極的に求めるという行為を普通の国はとっておりませんし、だからといって、それが二国間協定違反になるということではないということは、この事実が明らかにしていると思います。

そして、時間的にはこの後になるのですけれども、2点目は、日本における動きでございます。政府全体のレベルとしては、規制改革会議の「規制改革推進のための第2次答申」の中で、この国際航空に関する独占禁止法の適用除外制度の問題が取り上げられております。規制改革会議において答申の具体的施策というものでまとめられている分は、2ページの「具体的施策」というところで枠をくくったところでございますけれども、「国際航空における航空会社間の運輸協定に関する独占禁止法の適用除外制度の在り方について検討すべきである」として、平成20年検討開始ということになってございます。この答申の時期は平成19年12月25日ということでございます。そして、その後、平成20年3月25日に閣議決定されました、規制改革推進のための3カ年計画（改定）の中で、同趣旨が盛り込まれているということでございまして、政府レベルとしてもそのような閣議決定がされているということでございます。

こちらについての現在までの検討状況でございますけれども、国土交通省に対して当方から確認してある話としては、国土交通省としては公正取引委員会から要請をもらったのが、去年の12月5日でございますので、そこから1年以内ということを目途にしているようでございます。したがいまして、スケジュールとしては年内を目途に結論を得よう検討を行うということで聞いております。検討の組織でございますけれども、有識者による委員会を立ち上げるということを検討していると承知しております。ただ、本日現在の状況を確認しておりませんが、現時点においてはまだこの委員会を立ち上げたという話は聞いてはございませんけれども、一応検討の結論を得るスケジュールとしては年内目途ということで、国土交通省では検討されているということでございます。

【岩田座長】 これは17年を限度ということとは、2017年ですか、オーストラリアも。

【神宮司調整課長】 はい。

【岩田座長】 それ以後は適用除外を外すということなのですか。

【神宮司調整課長】 今までのオーストラリア政府の検討過程からみますと、2017年の前にカンタス航空が再度申請してくるかどうかということによって、受け身で対応することになると思います。例えば、カンタス航空が、2017年の前に何らかの申立てをすることは可能だと思います。また、IATA協定についてどうなったかという、今年6月末までの期限になっています。それぞれ、自動的に延長とかいうことはないと思います。

しかし、結局オーストラリア政府としては、もう指定航空企業間合意をするよう航空会社に求めていくという方針をとっていないので、例えば指定航空企業間合意については、相手の国が主張しなければ、もうまず間違いなくそこで終わるといえますし、また、この決定の中では2017年を待たずに、相手の国がやめればいつでもやめるような趣旨を言っていますので、完全にこれはもうオーストラリア政府側の問題ではないと思います。

【岩田座長】 それでは、御説明いただきましたので、今日討議した都市ガス分野の報告書については、この原案について皆さんの御了解を得たということですので、このあたりで本日の会合を終わらせたいと思います。最後に、事務局からどうぞ。

【神宮司調整課長】 まず、都市ガス事業分野の取引実態調査については、3回にわたって熱心な御議論をいただき、どうもありがとうございました。会員の皆様には貴重な御意見を頂戴し、改めて御礼を申し上げます。また、この場を借りまして、御多忙の中、事務局の調査に御協力いただきました関係者の方々、特に資源エネルギー庁及び関係団体の方々にも御礼を申し上げます。

今後について、まず、この都市ガス事業分野の取引実態調査の報告書については、後日、手続を採った上で公表するというにしたいと考えておりますので、公表のスケジュールが決まり次第、会員の方々には御連絡を申し上げたいと思います。

それから、本日のような形で国際航空についても、フォローアップを続けているところでございますので、今日のような形で御質問があってお答えするような形も含めて、今後の会合においても考えたいと思いますし、また動きがありましたら、頻繁に御連絡を申し上げますという形にはしていきたいと思っておりますので、今後とも適用除外の見直しのほうに

ついても、引き続き御意見、アドバイス等をいただければと思います。

どうもありがとうございました。

【岩田座長】 それでは、本日、長い間御議論いただきましてありがとうございました。

了